

第十三回国会 衆議院 水産委員会 議録 第三十四号

昭和二十七年五月十三日(火曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

- 委員長 川村 善八郎君
- 理事 小高 繁郎君 理事 田口長治郎君
- 理事 水田 節君

- 川端 佳夫君 鈴木 善幸君
- 田淵 光一君 富永格五郎君
- 二階堂 進君 平井 義一君
- 松田 鐵藏君 小松 勇次君
- 水野彦治郎君

出席政府委員

- 農林政務次官 野原 正勝君
- 水産庁長官 塩見友之助君

委員外の出席者

- 農林事務官 永野 正二君
- (水産庁次長) 専門員 杉浦 保吉君
- 専門員 徳久 三種君

五月十三日 委員寺本齋君停任につき、その補欠として田淵光一君が議長の名指で委員に選任された。

五月十日

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出第二〇五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の

操業制限等に関する法律案(内閣提出第二〇五号) 水産業の電化に関する件

○川村委員長 これより水産委員会を開きます。

まず田口委員より発言を求められておりますので、これを許します。

○田口委員 去る五月十日の水産委員会における問題の処置につきまして理事に御一任を願つておりました次第でございますが、今日の委員会が済みましたら、関係委員だけ集まりまして懇談会を開くことになっておりますので、そういうことに処置しようと思っておりますから、一応皆さんに御報告を申し上げます。

○川村委員長 次に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案を議題とし審査に入ります。まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。野原農林政務次官。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出第二〇五号)の審査を本委員会に付託された。

第一條 内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の使用に供する水面を提供するため必要があるときは、農林大臣の意見をきき、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

(損失の補償) 第二條 国は、前條の規定による制限又は禁止により、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむつた損失を補償する。

第三條 前項の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四條 前條第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることができる。

(異議の申立) 第五條 政府は、前條第一項の規定による異議の申立があつたときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴) 第六條 この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。

第七條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 第一 この法律は、公布の日から施行する。

これを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならない。

○野原政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十九号)の施行に關すること。

○野原政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十九号)の施行に關すること。

○野原政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十九号)の施行に關すること。

○野原政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十九号)の施行に關すること。

○野原政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十九号)の施行に關すること。

○野原政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十九号)の施行に關すること。

○野原政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十九号)の施行に關すること。

○野原政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十九号)の施行に關すること。

○野原政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十九号)の施行に關すること。

合同委員会においては、わが国の漁業の实情を十分反映し、駐留軍の水面使用の目的を達し得るとともに、漁業における被害を最小限にとどめるよう折衝しているであります。

次に損失補償について御説明にいたしますと、その要点は、第一に、この損失補償を受ける者は、操業を制限または禁止されたところのその水面で、従来適法に漁業を営んでいた者であつて、しかもこの制限または禁止によつて漁業経営上損失を受けた者であります。

漁業権または入漁権に基いて漁業を営んでいる者は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法によつて、その権利を収用または使用せられ、その際補償を受けましたため、この法律による損失補償の対象とならないことを予定しているものであります。許可漁業を営んでいる者その他適法に漁業を営んでいる者がその対象となつております。

なお、補償すべき損失の範囲は、漁船の操業の制限または禁止によつて発生した損失であり、かつ漁業経営上生じた損失のうち通常生ずべき損失といたしました。これは操業の制限または禁止と密接な因果関係のある範囲に限ることを意味するのであります。

第二に、損失補償の申請手続であります。これは都道府県知事を経由して内閣総理大臣に対して行うこととし、知事は、これにその意見をつけて内閣総理大臣に進達することといたしました。これは、都道府県知事が被害を受けた漁業者の实情に精通している

と考えるからであります。

第三に、損失補償額の決定は、内閣総理大臣が決定しまして、都道府県知事を通じて申請者に通知することとし、補償金は、一定期間内に交付することといたしました。これらの事務の実施には、調達庁長官が当ることを予定しております。

第四に、補償申請者の利益を保護する措置といたしまして、異議の申立と増額請求の訴えを認めているのであります。

最後に、この法律案の意図するところは、駐留軍による水面使用によつて漁業者のこうむる損失に対して適正な補償を行うことを制度化しまして、漁業経営上の不安を除き、その保護をはかることに重点を置いて考えている次第であります。

以上申し述べましたところが本法案提出理由の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

○川村委員長 本案に対する質疑は次会より行います。

○川村委員長 次に松田委員より発言を求められておりますからこれを許します。松田君。

○松田委員 先に農林委員会と水産委員会との興業懇談会において大体その趣旨を決定して、両委員会において審議することと約束された農漁村用電力導入法という法律をつくりたいという意見であつたのであります。しかしこの法律の内容は、現在の農漁村が農林漁業特別融資のうちに、協同組合が借入れて、小水力の自家発電をしつづ

めるのであります。農漁村において非常な電力の不自由を認めておるの

に、その予算が非常に僅少であり、しかも配電会社等において電力をつくる場合においては、四十箇年という長い年月をその償還の基礎としておるのであります。農林漁業資金特別融資の中の小水力の融資の年限は十五箇年となつておるのであります。金利は七分五厘でありまして、かようなことでは農漁村というものが非常に高率な、しかも短い年限においてこれを償還しなければならぬということになつておるのであります。しかし農漁村の電力の需給というものが非常に恵まれていないのであつて、この短い期間においての償還であつても、なお本年度においては五十億以上の申請があるやうになつておるのであります。ゆゑに配電会社と太刀打ちのでき得るやうな方法によつて農漁村を電力化しようという考えから、相当長期間の年月と、利息においても低利な方法を講じてやつて行きたいということ、農業用の水利、ダム、排水路等が全国至るところにあるが、これが活用されていないやうな現状である。それをただちに自家発電によつて使用する場合においては、相当な電力が発生でき得るとい

う考えを持つておるのであります。日本の国の電力不足に対し、画期的な増大をはかることができ得るといふ計算になつておるのであります。かようなことから、また現在の農漁村特別融資の小水力資金の借入れに対しては、町村が損害補償をしておるやうな状態であり、協同組合が長く二十箇年なり三十箇年なりというやうな場合においては、その協同組合がどのように変化して行くかわからぬということから、

町村自治体を利用して組合をつくり、そして自治体が主体となつてやつて行くことにおいて、自治体の財源ともなるというやうな建前から研究されておつて、興業懇談会で、この法案をつくりたいという意見がまとまつておるやうな次第であります。昨日政調会においてもいろいろ論議したのであります。が、水産委員会において、漁村の力電導入に対する特段の考慮を拂つていただくやうな意見であつたのであります。委員長から委員各位に対して、しかるべく御意見を聞くやうにおつてはからいをお願いしたいと思います。

○川村委員長 各委員にお諮りいたします。ただいま松田君より発言のありましたように、漁村の電力が最も緊急を要するものと存するのであります。従つて各委員に御意見があらますれば、この際御意見を伺いたいと思ひます。田口君。

○田口委員 ただいま松田委員から御提案になりました農漁村電力普及促進につきますと、各府県の実態をよく調べてみますと、いろいろな生産事業に対して、電力がないために非常に困つておるところがあります。また生活上、文化的に考えまして、電力が足りないために非常に不便を感じておる地方がたくさんあるのでございます。しかも今日この電力会社の電力だけを予定いたしますと、なか／＼これを普及することができないのでございまして、何かこの問題に対して特別の処置を講じなければならぬ、こういうことが一般に期待しておる事柄でございますが、ただいま松田委員からの提案でございますが、日本全国の漁村における恩恵がさかぶる大

きいものとなりまして、私らは一日も早くこの法案が成立いたしましたして、生活面にあるいは農村の復興促進ができることを望んでおる次第でございます。一日も早く法案の成立を希望してやまないものであります。

○川村委員長 ただいま田口委員より松田君の発言に対して賛意を表しておるのであります。本問題審議の慎重を期し、速急に解決するためには、農林委員会と連合審議する方が適當かと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし（と呼ぶ者あり）〕

○川村委員長 ではさうとらばからいます。

○小松委員 今の電力問題に関連して、ただいま松田君からの御発言の農漁村電力化の問題には、われ／＼は大賛成するものであります。ぜひともこの実現を期したいと思ひしております。

この際特に当局に御考慮を煩わしたいことは、漁村におきましていろいろ魚価の安定あるいは鮮度等の関係から、各協同組合が製氷、冷凍事業をいろいろもつておられます。ところがその大半は電力事情によつて阻止されておるやうな現状にあります。こういう点を考えましたときに、漁村の経済の安定といふことはなか／＼容易ならざるものがあると私も心配するのであります。この際当局に、漁村のさ

よりな施設に対しては、電力を優先的に割当てるように御努力をお願いいたします。と御意見を申し上げておきます。

○塩見政府委員 ただいまの御意見に對しまして、当局といたしましては極力努力いたします。

○川村委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

昭和二十七年五月十九日発行

衆議院事務局 印刷者 印刷 庁